

長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者の希望で使用する際に選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

選定療養費の対象となる場合

- ◆ 院内処方（入院患者は除く）
- ◆ 院外処方

選定療養費の対象となる医薬品について

- ◆ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ◆ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

選定療養費の対象から除外されるケース

- ① 入院患者に使用した場合（退院時処方含む）
- ② 手術や処置などで使用した場合（但し、在宅自己注射は選定療養対象）
- ③ 後発品の提供が困難な場合（出荷停止や院内採用品がない等）
- ④ 医療上の必要性がある場合
 - ・ 効能効果に差異がある。
 - ・ 後発で副作用、相互作用、治療効果の低下が起きた。
 - ・ 学会が作成しているガイドラインで先発医薬品を推奨している場合
 - ・ 後発品の剤形では飲みにくい場合
 - ・ 吸湿性により一包化できない場合

自己負担額について

- ◆ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1

※選定療養費には消費税がかかります

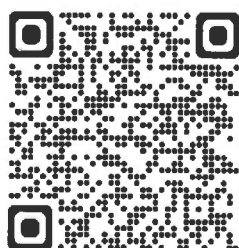
令和6年10月1日
国府津病院長

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。
 - ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
 - ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
 - ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare